

豊橋市刈払機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、協働の理念のもとに市民活動団体が行う公園、緑地等（ちびっこ広場、住宅遊園、街路樹のある市道及びその周辺は除く）での除草活動のために、市が所有する刈払機を貸出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象者)

第2条 「緑のアダプト制度」に5名以上で団体登録しているものとする。

(貸出期間)

第3条 貸出期間は、7日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(使用場所)

第4条 使用場所は、公園緑地課が所管する公園、緑地等とする。

(貸出しの台数)

第5条 刈払機の貸出しの台数は、1回につき2台以内とする。

(貸出料)

第6条 刈払機の貸出しは、無料とする。

(費用負担)

第7条 刈払機の使用に伴う燃料、オイル等は借用者の負担とする。ただし、返却時、燃料等の補充は不要とする。

(申請)

第8条 刈払機の貸出しを受けようとする者は、活動場所を定め、刈払機借用申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

2 再度の申請は、前回の申請による貸出しが終了しなければすることができないものとする。

(貸出し)

第9条 市長は、前号第1号の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、刈払機の貸出しを行うものとする。

(貸出・返納場所)

第10条 貸出は、市が指定した場所で行う。返納は、借用者が公園緑地課に連絡し、指定した場所にて立会いのもと行う。

(返却)

第11条 使用者は、刈払機の使用が終了したとき、原状に復し、返却しなければならない。この場合においては刈払機の点検を行うものとする。

(使用者の責務)

第12条 使用者は、借り受けた刈払機の使用に伴い生じた事故について一切の責任をおうものとする。ただし、事故等については、豊橋市市民活動総合補償制度の対象である。

2 使用者は、第3条に規定する貸出期間を厳守するよう努めなければならない。

3 使用者は、貸出しを受けた目的以外に刈払機を使用し、又は他人に刈払機を転貸してはならない。

4 使用者は、借り受けた刈払機を損傷し、又は紛失したときは、損害賠償の責任を負うものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。